

様式第4号(第3条関係)

違反対象物一覧表

令和2年3月31日現在

防火対象物		違反の内容		備考
名称	所在地	違反事項(根拠法条)	違反の部分	
阪急桜井市場	箕面市桜井二丁目10番5号	自動火災報知設備維持管理不適正 (法第17条第1項)	防火対象物の37区分中3区分	平成30年10月25日、 34区分については設置済み

※法令の略称 法:消防法(昭和23年法律第186号)